

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係地方自治 関係（第二巻）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43881">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43881</a>

(5)

都市計画関係

土地區画整理施行に伴う國有地につき左掌一に依り疏政  
府經由<sup>ニ</sup>、章二の通り首席民政官宛申請してよ<sup>リ</sup>うか

那樣第三十九年

卷之三

市  
石

國県有地ツル  
首題につき別紙の通り首席民政官宛申請致しますから副申  
方宣敷御取計一下さるよう御願ひ致します。

總理府

日本標準規格 B5 (十四行野) (東文社納)

(東久佐納)

列傳第三十九  
九五四詳十

卷之三

九五四年十一月

雨華子

国県有地について  
貴官管理下にあらる國県有地が当市都市計画事業、土地區画整理施行  
に伴う道路或いは公園、綠地其の他公共用地となる敷地に對しては当市  
に無償で使用させて下さるよう御願ひ致します。

總理原

日本標準規格 B5 (上)

(8)

内行第 10 号

一九五五年四月二日

内政局長

那覇市長殿

国県有地の公共使用について

一九五四年十二月十六日付那覇市三一九三号で貴局から申請  
のありました標記については民政官より進達しましたが三月  
十九日付で行政主席より別紙のとおり回答がきておりますので通  
知します。

総理府

日本標準規格 B5 (十四行書)

(東文仕納)

(東文仕納)

日本標準規格 B5 (十四行書)

(8)

行政法務部	六〇一・五三	琉球列島本国民政府
首題	日本国県有地の公共使用について	民政副長官室 APO 七一九
あて	琉球政府行政主席殿	
日付	一九五五年三月十一日	

一、首題につき一九五五年二月七日付琉内二〇号に付して回答する。  
 二、民政財産管理局は現在のところ日本国県有地を市町村に無償で  
 別り当て使用せしの得た权限を有しております。  
 然れど此の件につきは現に検討中であり若しかる財産を公共事業に供すため  
 に市町村に割当てた事があつたようになれば貴政府の日御知らせ致します。

民政副長官に代り  
 総務課長  
 テルフ・アル・ペイト中佐  
 代署  
 エラ・ハーンズ

日本標準規格 B.5 (十四行罫)		日本標準規格 B.5 (十四行罫)	
總理府		總理府	(東文仕納)
G. P. ハーテュート大臣	副長官ハリ	那覇市長八代	H. 第七ニ年 一九五五年一月十一日 H. 総理通局長
總務課長	首題ハラキナニ申請申中アリシカ左記字アノ民政府連 絡官から回答ハ有りシテから通知ス。	國県有地の換地方にて	一九五五年一月一日 首題國県有地の換地方陳情トシ あて琉球政府行政主席
	一五五年六月付首題ハ閣下貴翰琉工第一ニ号ハ閣連する。		

七地区画整理地区内の国県有地の換地につき申請同

(東文社納)

首題の件左掌のとおり琉球政府経由首席民政官宛申請してよし  
か

那番第一三〇六号)

一九五五年五月五日。

市長石

琉球政府行政主席宛

土地区画整理地区内の国県有地の換地について申請

首題の件別紙のとおり半國琉球民政府首席民政官宛申請致しますから

總理府

日本標準規格 B.5 (十四行對)

宣教御取計、下さるよう御願ひ致します

那番第一三〇六号)

一九五五年五月五日

市長石

半國琉球民政府首席民政官宛

土地区画整理地区内の国県有地の換地につき申請

現在琉球にある国県有地は「資産の管理」という主題の布告第七号の規定に基く半國財産管理官によつて管理されてゐるが、その管理の限界は明かに一九〇七年十月十八日ヘーベニにて調印一九一三年一月十三日公布の「陸戰の法規」慣例に關する條約(昭和五十五年  
国有不動産)占領國は敵國に屬し且つ占領地にあら公共建物、不動産、森林  
及農場に対する其の管理者及用益权者たるに過ぎざるものなりと考へ  
右財産の基本を保護し且用益权の法則に依りて之を管理すべし」とのう条項

總理府

日本標準規格 B.5 (十四行對)

(東文社納)

に基く管理にのみ限定されて今日に及んでゐると思料される。

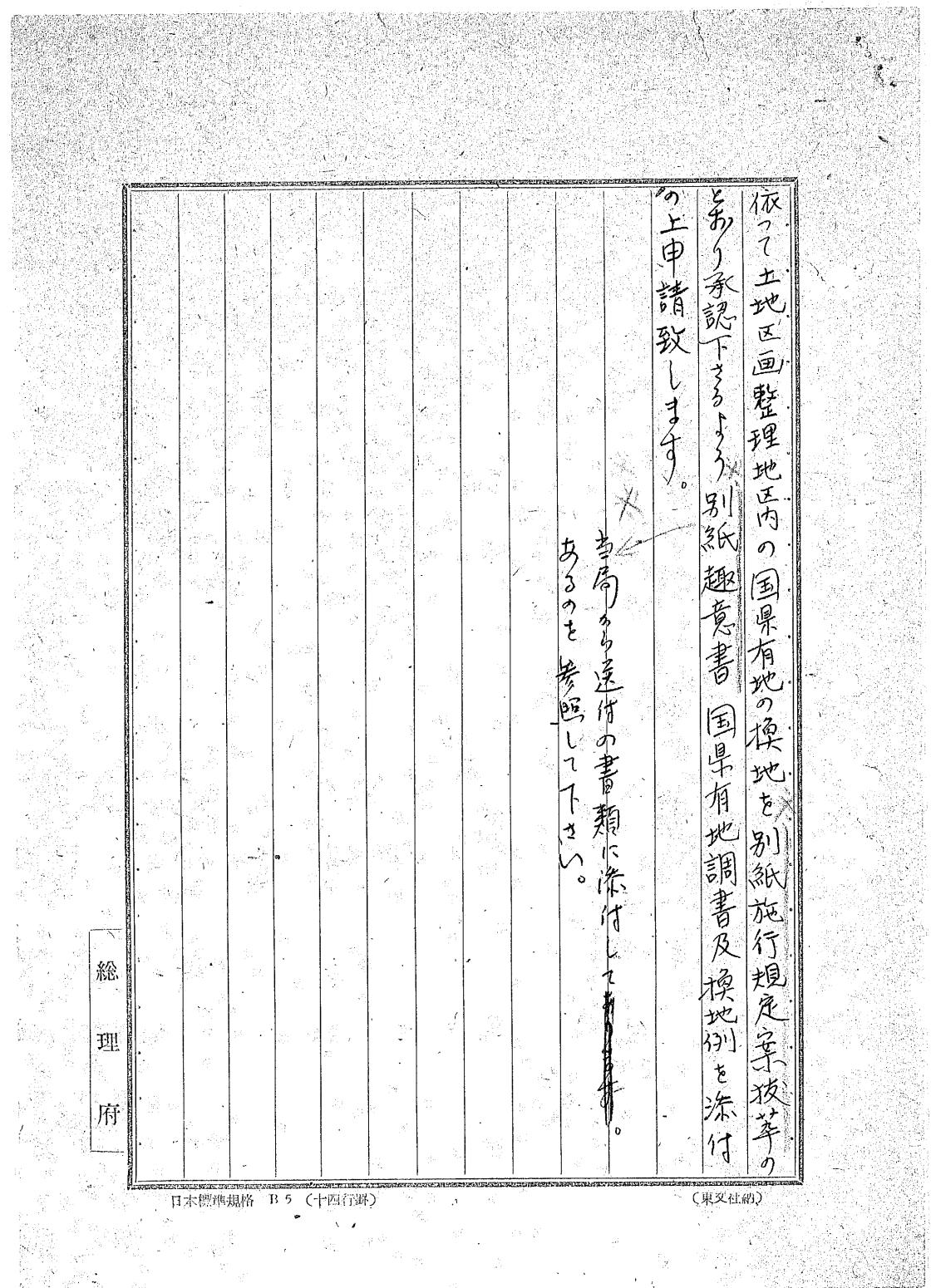
惟うに右条約は一九五二年四月二十八日又深港にて締結の対日講和条約  
発効前の暫時的占領期間にのみ適用されるべき性質を持つものであり  
琉球の立法行政司法の広域に亘る統治権が平和条約の発効とともに  
米国はつて行使せり。今日半島は布告等ともを廢止し統治権者をして  
この权限によつて琉球はちつ財産を管理して然るべきである。  
しかし乍ら現在右布告オ七早)は廢止されつたのであるから、その解釈  
を改もべきであると信ひる。

即ち「管理」とは單なる管理という狭い意味の場合もあるが相当広  
い意味に解して「分配(交換・分合・充却等)」を含む場合もある。琉球に  
於ける合衆國の法的立場は香港講和條約発効の前後によつて大差有  
違がある。即ち右条約発効前は單なる占領國として被占領國たる琉球(日  
本国の一部)に対するものであつたが発効後は米国は占領國としてではなく琉球  
に主権を持つ日本並に国連加盟多數国家との條約によつて立法、司法

總理府

行政の統治権を取得したもであるから右琉球内にあり国有、県有の不動  
産にはさば自らの所有権の行使の程度は高い範囲の权限を持つものと解す  
可い。又  
詳しい土地の場合は所有者たる日本、沖縄の利益を維持しつゝある程度の  
部分を得て事じて琉球住民の利益もなり又半島の政治に利するところである。  
一例をとれば那覇市内にある国道又は県道の位置か那覇市都市計画によつて  
変更された場合、廢道にされた部分を新しく設置さる。県道又は市道の敷地  
と交換若しくは分合ができる。  
那覇市の都市計画について云へば後述の区域画整理事業に於て国県有地  
の交換分合ができるとすれば不整形の国県有地と隣接地との交換分合をする  
ことによつてその国県有地が共に整形でそれを道路に面する土地となり  
いすれの地主も大きな利益を得るばかりでなく那覇市の都市計画も大きな  
進歩をもつてあるのである。

總理府



アジア局第一課長

総南連第二一三号

昭和三十一年十二月二十四日

総理府南方連絡事務局長

外務大臣官房長 殿

那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県有地の処置に関する件

沖縄那覇市において、都市計画を実施するに当たり国有地ならびに沖縄県有地の処置を行う必要があるとして、那覇市長より那覇日本政府南方連絡事務所長を経由して別添のとおり関係資料等を添えて申請してきたので送付する。

なお、本件に関する貴見について回報方お願いする。

本信送付先 外務大臣官房長 大蔵大臣官房長 建設大臣官房長 自治省総務課長 総理府

那覇第五四八九号  
一九五五年十二月七日  
那覇市長 当間重剛  
那覇日本政府南方連絡事務所長 殿

那覇市都市計画整理地区内の日本国有地及び沖縄県有地の処置について  
首題の件について、土地区画整理施行上甚大な支障を生じておりますので、国県有地に対する処置方、別紙の通り関係書類を添え申請致しますから、左記当局宛宜敷御取計い下さるよう御願い致します。

建設大臣 大蔵大臣 外務大臣 自治厅長官  
総理府南方連絡事務局長

総理府

218

アジア局  
31.1.20  
局長附

記帳

31.1.11  
局長附

不許申請の意旨

那霸市は那市計画法(元治4年1月吉田内閣)第3条(那市に高基等)

元治4年1月19日付モ琉球政府于ノ那市計画事業にて經理模

天保13年1月1日那市計画事業上地造営監理施行

余之本邦日本國相沿及冲绳縣有民風又米國財產管理官

ハヨク管轄せ小れおり米國財產管理官不動産(那市公会堂)

の管轄外の外務省モハニシテ總督す那市計画

外務省

那市計画事業日本國相沿及那市計画法(明治14年1月1日)

付する土地區画整理編入(那市計画法第41条)を認許シテ

の外ヨリ新潟公米伊地の納入交付(那市計画法第41条)

区画の變更地目の交換するも認めてハリ現状シテ

二小か久々本件那市計画付する土地區画整理事業の

施行が不可能ノ事てハ次布ニ申すや。米側周縁方ノハ

折衝方終焉成シムハア。

外務省

大 藏 省

邦発第五四八九号

一九五五年十二月十日

邦 領 市 長 当 間 重 剛

邦 領 日 本 政 府 南 方 連 絡 事 務 所 長 駐

邦 領 市 都 市 計 画 整 理 地 区 内 の 日 本 国 有 地 及 び 沖 縄 県 有 地  
の 处 置 に つ て

首 題 の 件 に つ て 、 土 地 区 画 整 理 旅 行 上 艶 大 な 支 障 を 生 じ て お り ま す の で 、 国 県 有  
地 に 対 す る 处 置 方 、 別 紙 の 通 り 関 係 書 類 を 添 え 申 請 致 し ま す か ら 、 左 記 当 局 宛 宜 敷 御  
取 許 い 下 さ る よ う 御 願 い 致 し ま す 。

記

別 紙 略

建設大臣 大藏大臣 外務大臣 自治庁長官 総理府南方連絡事務局長

アジア局次長

第一課長

アジア局長

第五課長

31.2.18  
局長印

条約局第三課長

那覇市那覇市計正洋白井有地及公私有地の位置(案)件

昭和三〇年一月四日  
アラカル第5課

一、本年一月那覇市長より總理府南方連先事務局より通じて那覇市  
の土地(區)整頓の対象(案)を3月英國有地、中統(中統)有地の換地処理、  
問題(案)、米民政社は國有不動產(財産)の管理者にて  
ナハ、外務省よりその理由により民政財產管理局  
の承認を得てから承認する。本署業(施行)外國銀行より  
本件の外務省、自治省へ申請狀(案)。

外務省

平成高商との施設方々懇請する旨を日本政府関係者有(大藏省)

二、昭和三〇年一月十日總理府南方連先事務局より会議を開き檢討

(保地整理の問題)

\* 目の意向を示した。

の結果は別紙(案)通り外務省より内閣府各官僚(大蔵省、農林省、

(別紙(案)依存照)

本件の外務省陳情の取扱(方)及び外務省の意見を承りて以下二点の方

逐條事務局(案)の外務省(案)と内閣府各官僚の意見と確め上会議す

那覇市文書(案)付し

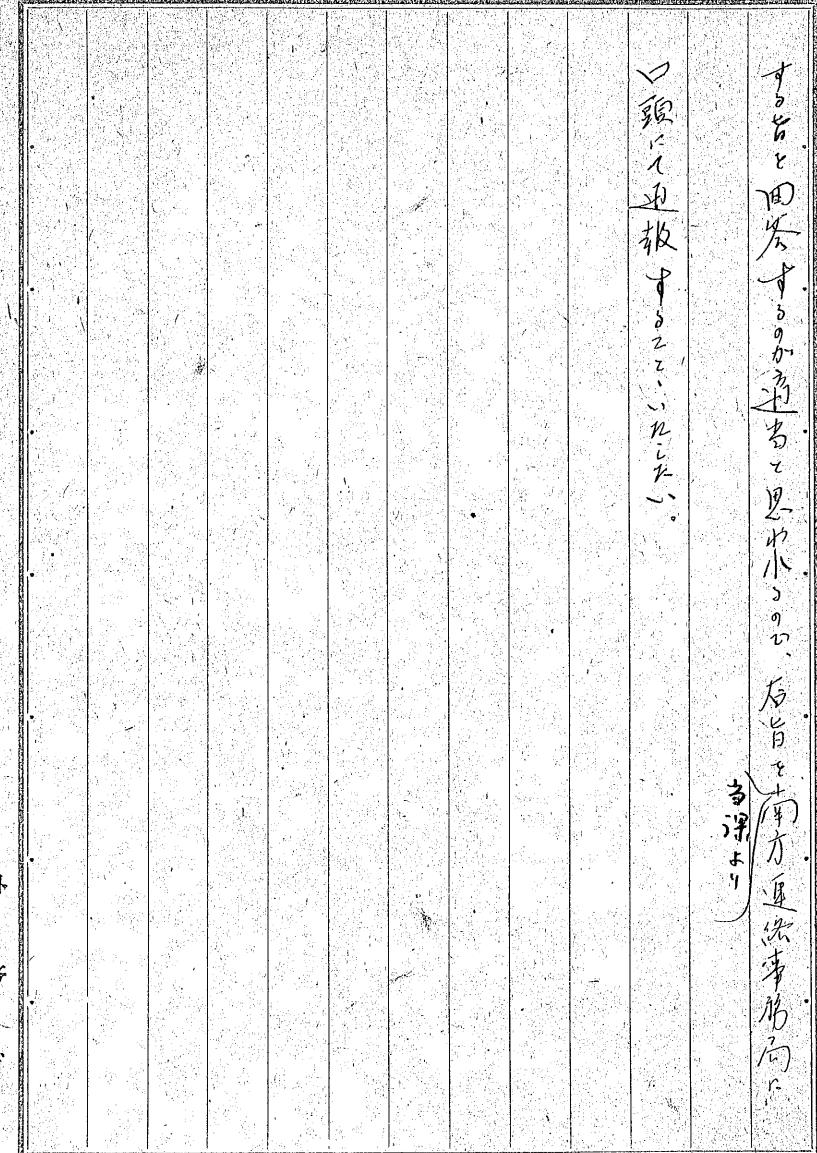
本件の正ルート(案)5月内政省へ申請する。日本側は好意的(案)考慮

外務省

支那と同様するか否か、尚ほ思ひ難い。

○頭文字板  
昭和二年九月一日

吉澤



外務省

丁寧

期日

那霸市都計画整理地盤公團有地所有權之文書開示

合議

一時 昭和三十二年十月一日

二 境界線理付有地運営事務局

三 市長 大蔵省 連絡局 沖縄有 郡政局

四 居民内定

五 署名失カイ 那霸市都計画整理地盤公團有地所有權之文書開示に  
在りけり證明所ノ文

別紙

外務省

機

那霸市は都市計画法(一九五三四)ノ月十七日付立法第(三十九号)公布即日施行ニにより、一九五四年十月二十九日琉球政府より  
都市計画事業にて土地區画整理の施行を命ぜられたが、  
日本國有地及公津浦等相地廿八凡て米國財產管理課  
によつて管理され、るゝで、区画整理の時象とある國、與有地  
主及び財產管理官に権衡にてニテ、國、縣、市、道、水路  
公園敷地等の公共用地ニ至るニテは承認(以下同科)ニシテ、  
本該高地以外の土地につきは、本事業の目的たる宅地としての  
利用に資するため、換地セ交換する本事業の推進へ努めては  
一社行想是第十九條(民政府)第一米國財產管理課は國有不動產(私有地も  
含む)の整理名ニ有リて、又官地を有レバ、その理由に依り、土地  
區画整理の変更を承認せしめ、現状りある。二小の右の土地  
区画整理事業の施行が困難となつて、うち、米側(海岸局)との  
調整問題事案の施行が困難となつて、うち、米側(海岸局)との

## 外務省

新歓方日本政府に請す。

一、因々那霸市の都市計画に在り日本國有地及公津浦等相地の  
土地區画整理に付、換地寸半地積付添(三)の通りである。

二、本件は土地位置整理事業に伴う日本國有地及公津浦等相地の  
換地丈量の方針につき、右者ニテ裏紙付添(三)の通りである。  
右件米側方面の換地方針等につき不協調が生ずる所材するニテ、  
あつた。

三、本件は開港した後、其官署(米側)の開港問題換地(附)ニ付  
申述各點のうち、城門前門前地の開港問題が不明であるので、右状況  
通し要請すれば、正式に一式  
日本政府の書類にて、  
換地寸半地積付添(三)の通りである。

旨を傳達する。

三、上記えど。

新歓方安清すと口を附言して、  
出立(立)

(五二一)

中華人民共和國外交部  
關於中國政府對外政策的若干問題的說明  
中華人民共和國政府於一九五〇年十二月二十七日  
在北平發表了《關於中國政府對外政策的若干問題的說明》，  
並在同日由周恩來總理簽名，送交聯合國秘書處。這項說明  
已經為聯合國秘書處收存，並已為聯合國各成員國所知悉。  
聯合國秘書處將此項說明轉交聯合國各成員國，以便各國  
政府在考慮中國政府對外政策時，能夠有所參考。

(二) 例

### 日本全国有地地区の半纏果有率の換算計算統括表

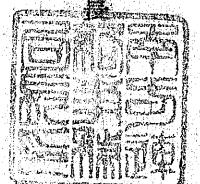
所有者	従前の地積	整理後の 会共用地該当地	計算上換地		計算割合 換地地積	從事の地積=△ △換地の百分率	△元	△用
			坪	坪				
日本政府	9,686.67				9,410.25	97.14	施行命令當時(29.1.5)現行 公用又は会共用に供(21.1.26)付(29.1.7) 該当地	
沖縄県	3,456.08				3,180.48	92.0	同上	
日本政府	6,359.00	1,493.14	4,865.86	4,864.30	76.41	普通地 施行決定書付(19.1.15)換地		
沖縄県	14,173.51	4,463.15	9,910.36	9,910.36	68.51	同上		

アジア長  
総南連第374号

昭和三十一年四月二十三日

南方連絡事務局長

外務省アジア局長殿



那覇市都市計画に関する協議会の開催について  
今般那覇市長当間重剛氏の上京を機会に左記により標記協議会を開催いたしたいので、担当官を出席せしめられたく御願いする。記

一 会議の目的

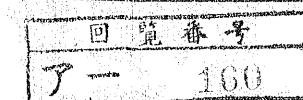
那覇市都市計画に伴う国有地の換地処分等について関係各省間において協議を行

い、同時に那覇市長よりの説明を聴取する。

一 日時　　四月二十六日（木）午後一時半

一 場所　　総理府南方連絡事務局長室

総理府



アシア局第一課長

那覇市都市計画整理地以外の国有地、縣有地の処分上  
開示會議

一日時

昭和三十一年四月二十六日午後

アシア局第一課  
(昭三、四、二六)

場所 総理府南方建設事務局

出席者 当向那覇市長

長崎省、建設省、法務省、郵政省、總理府、外務省

審議事項

(一) 那覇都市計画に對する権利を要す。国有地の在拠状況

(二) 市長の質問に應じ、那覇市長より詳細説明

外務省

(一) 都市計画の必要上、國有地が更々されることは、  
付し、各有とも原則的に異存はないが、更に、  
原狀と変更後の状況とを對比した詳細な地圖  
を作成の上、送付方 那覇市側に依頼した。

(二) 本件取扱の手續は、主として南連に対し  
外務省としての考え方をえて、那覇市より  
測量管理當局を通じ、日本政府の諒解を求める  
形をとる。該明し、那覇市側はこれを了  
承した。

外務省

アジア總務參事官

総務連考五二二号

昭和三十一年六月二十二日

総理府南方連絡事務局

アジア局長 次長 支長 第一課長



176

帳了

回覧番号  
ア 16

31.6.7  
総務室

外務省アジア局長 殿  
國有地並びに沖繩県有地の台帳等の送付について、  
標記の件について那覇日本政府南方連絡事務所長より別紙写のとお  
り報告があつたので御参考までに通報する。

おつて、貴省関係（外局等を含む）において、沖繩に國有の不動産  
等を有する場合には、地積図等を作成のうえ、當局あて五部御送付相  
成りたくお願いする。台帳等の欠缺のため地圖作成が不能の場合には  
その旨回答願いたい。

総理府

31.6.2  
支局

那才三九一號

昭和三十一年六月十五日

那霸日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

国有地並びに沖縄県有地台帳写送付方依頼の件  
日本国有地及び旧沖縄県有地（建物が存置されている場合には、これも含む）に關しては琉球列島米国民政府に関する指令（一九四八年二月二〇日）並びに米国海軍々政府布告第七号財産の管理（一九四八年二月二〇日）に基いて米国民政府が今日尚管理しているところであるがその管理状況は今尚これを詳らかにし得ないのが今日の実情である。その由つて来たるところは米国民政府側の措置に不当な点もあるが一方本土政府の無関心さも著るしくこれを助長している憾が強い。

總理府

特に昨今那霸市の都市計画が漸次進捗するに及んで愈々国有地並びに旧沖縄県有地の実態に対する把握の不的確は計画実施に伴う措置の円滑なる運びに著るしく支障を来たしてゐる。時たま将来実現あるべき当事務所の建設用地の件もあり又国有地並びに旧沖縄県有地に關してかねて本局から照会があつた都市計画の実施に伴いその前後に於ける変貌を中心懇談して見た。この会談を通じて現在当事務所で保有している国有財産並びに旧沖縄県有財産のリストと那霸市（都市合併の關係もあるが）が保有しているリストとの間に可成りの相異点が見出されたその原因として那霸市保管の台帳の作成に當つては関係書類が戦災を被り土地の所有権の確定に當つては申告と確認の方針によつてできたものである關係もあるので一概に真をおき難いと見做し得る事情をもつていふことを含んでおくべきであろう。かくては今後の折衝に不都合不便が痛感されるので改めて關係各省別の外太蔵省等その保有する財産台帳の写しと地積図を至急



五部（当事務所保管も含む）作成の上送付するよう手配方願いたい。  
尚國有財産並びに旧沖繩県有財産に關しては前記指令ならびに布  
告の示す筋に従つてその管理解除方について日米両政府間で折衝を  
始めることも既にその時期は到来しているやの感もするので併せて  
申添える。

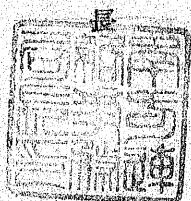
總理府

アジア局長

A'3.6  
総南連第六七五号  
昭和三十一年八月二十一日

総理府南方連絡事務局長

外務省アジア局長 殿



回覧番号  
ア一 952  
アシア局  
31.8.22  
第一課

総理府

那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県有地の処置に  
關し、各省打合せ会の開催について  
標記国有地ならびに県有地については屢々連絡しているところで  
あるが、今般那覇市区画整理課長金城弘円氏が本件に関し日本政府  
への連絡のため出京せられたのを機会に、同氏から都市計画の詳細  
な実状を聴取するとともに、本件に関し米国民政府又は那覇市に連  
絡すべき事項について協議致したいので左記により打合せ会を開催

記

するから、主管課長を出席せしめるよう、よろしく御配慮願いたい。

一日 時 八月二十三日（木）午後一時半  
二場所 総理府第二会議室（第一号庁舎）

記帳了

SS.8.18

1948  
31.8.31  
第一課

南方班

アジア局長 次

第一課長

開港場新築す

総南連第六八七号

昭和三十一年八月二十七日

總理府南方連絡事務局



外務省アジア局長 殿

那覇市都市計画区域内日本国有地並びに沖縄県有地に関する参考資料の送付について

標記資料を左記のとおり御参考までに送付します。

記

A、那覇都市計画事業戦災復興土地区画整理施行地区内の国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書

総理府

回覧番号	1015
記帳	アジア

口、那覇都市計画地域図

B、那覇都市計画区域内（現区画整理施行地区を除く）

C、旧那覇市の日本国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書

D、那覇都市計画区域内（現区画整理施行地区を除く）

E、旧首里市の日本国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書

F、那覇都市計画区域内（現区画整理施行地区を除く）

G、旧小祿村の日本国有地及び沖縄県有地の図面並びに調書

大蔵省

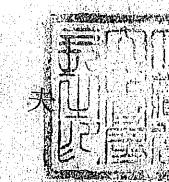
蔵管第3012号

昭和31年9月25日

外務大臣官房長 殿

アジア局長の次

大蔵大臣官房長 石原周夫



那覇市都市計画に伴う日本国有地並びに  
沖縄県有地の処置について

次

標記のことについて、昭和30年12月24日付給南連第1  
313号をもつて総理府南方連絡事務局長から別紙(1)のとおり  
照会があつたので、昭和31年9月25日付蔵管第3012号  
をもつて別紙(2)のようご回答したから参考までに通知する。

第一課長

記官



大蔵省

蔵管第3012号

昭和31年9月25日

総理府南方連絡事務局長 殿

大蔵大臣官房長 石原周夫

那覇市都市計画に伴う日本國有地並びに沖  
縄県有地の処置について

昭和30年12月24日付総南連第1313号をもつて照会  
のあつた標記のことについては、平和条約第8条の規定による  
沖縄の特殊の地位、及び那覇市の土地区画整理は、わが国の都  
市計画法と同趣旨の法令に基いて施行されていること等を考慮  
し、国有財産の管理の立場としては特に差支えはないものと考  
える。

本件写送付先

外務大臣官房長、建設大臣官房長、自治庁長官官房総務參  
事官

9.26

総南連那方号

昭和三十一年十一月一日

南方連絡事務局長

那霸日本政府南方連絡事務所長殿

那霸市都市計画に伴う日本国有地並びに沖縄県  
有地の処置に関する件へ案一

昭和三十一年十二月十日附那方八六二号をもつて連絡のあつた標記の件に関しては、その後数回に亘り関係各省と協議し、直接那霸市当局の説明を求めて検討した結果、本件の施行が本土の土地区画整理と概ね同様の基準によつているもので、右により処置される日本国有地並びに沖縄県県有地の区画整理はこれを了承致したい意向であるが、これが取扱は左記によることを最も適当と思われるので米民政部並に那霸市と協議の上その結果折返し報告せられたい。

記

一 那霸市都市計画に伴う区画整理に当つては、道路敷以外の残存日本国有地並びに沖縄県県有地は、その計画施行後の関係土地の有効なる利用を図るため、これが適切且つ充分なる換地処分を行われたいこと。

二 那霸市長は関係日本国有地並びに沖縄県県有地の区画整理に伴う換地処分につき計畫前並びに計畫後の町名、地目番地、面積、地図を附して日本政府の同意を求めるものとすること。

三 右の同意を求める書類は那霸市長より貴所を経由して内閣総理大臣あて提出せしめるること。

四 那霸市長は、内閣総理大臣の同意があつた後、区画整理に伴う仮換地指定通知書及び換地処分通知書を発行した場合はそれらの通知書一通知書の送付困難なときはその写しを、関係土地の登記を完了した場合はその登記謄本を、それぞれすみやかに貴所経由内閣総理大臣宛提出すること。

五 右の処置方針に関して、米民政部の了解を取り付けること。

那覇市四四六号

一九五七年二月八日

那覇市長瀬良義次郎

琉球銀行總裁高見守保殿

復金部よりの融資再開について

一九五七年一月二十六日附貴復号外を以て御回答がありました市  
債打切りにつきまことに於一項、半二項により實意了承致  
ました。

つきましては別紙にて市一般会計多額水道、区画整理の各会  
計に亘る資金計画の現状及び將來の見通し又は総合的貯財  
政運営の見通しを説明し從前市に対する講じられた融資を再開  
し戴く様懇願致一事年。

一般会計の市債償還について  
市の経常的財源 即ち毎年度確定した確保出来る財源七九分、二四分  
円から経常的運営費、土木維持費、社会福祉費、保健衛生費  
産業振興費、六二三〇、〇〇円を差引いた残額一八、五〇、〇〇円が一般  
会計大勘定の年間起債償還充当金と看做され、これを年限をと  
する起債が可能と言えます。

本公司は一九五六年十二月末現在の起債額(借入済額)は  
一三、六六四、〇〇円であります。

件名	借入額	借入年限	年間償還額
都市計画事業債	五一、七分二月	一〇八年	六、九一、四月
市道埋立事業債	二〇、四五一年四月	一〇八年	二、七三九、四月
安里川改修工事債	七九七六年四月	三九年	三、四四〇、四月
市営住宅建設事業債	三三、四五七年四月	二〇八年	二、四五七、四月
計	一三、六六四、四月	二五、五五〇、四月	

と算出しております。然しながら安里川改修工事債についてはそれによ  
て生じた埋立地を处分して償還致す計画でありますので、経常的財  
源より償還致す年間償還額は一五、五五〇、〇〇円より安里川改  
修工事債償還全三、四四〇、〇〇円を差引いた一、二、二〇、〇〇円であります。  
従いまして前述の年間償還充当金の財源へ、五〇、〇〇円から借入額の  
償還年額(一三、一一、〇〇円を差引いた約一、六、三九、〇〇円の余裕財  
源)をとり一九五七年ならぬ一九五七年内に償還するには極めてあり  
ます。

経常的財源の内訳につきましては市税收入、土地賃貸料、株式配当  
金、使用料及び手数料、市町村財政調整交付金、雑收入(繰越金、  
延滞金等)、徴収実績に基づいて見積った額であります。更に今後江  
戸堀理事業の完成に伴い、これら諸收入は直接間接の影響かあら  
ん、収納の増加が予想されますので、起債償還につきましては円滑  
なる償還を行ひ得ると確信致しております。

科 目	1957年 度	備 註
經理的專石頭源 手續收入	10,066 1,956年度實績	11,028千円
基本貢金收 普通賄金收 港務設施費用 場使費用料 之總數用料	10,000 1,956年度實績 10,000千円	10,000千円
年 數 支那財政部金 政府補助金 匯 入	1,917 1,956 3,000	市營住宅、廣場等使用料 政府財政部金之分擔、歲費人等之支拂、總金小。 政府補助金(戶籍費、稅金等)之付予財政文金會 並津金及公營基金今度の支拂は總計上
計	19,803	

各項經費		
議 會	10,329	千円
稅 金	2,051	千円
消 防	3,055	
土 木	4,308	道體構築維持修繕費
都 市 斗 重 市 當 事 費	1,111	都市計畫水電等、請願費
港 湾	元 666	港務運營費及公營總費
社 會 保 治 機 關 費	1,055	
體 構 等 費	3,612	
農 業 等 費	3,212	
還 支 出 金	679	
戶 賴 賴 費	1,271	
手 價	700	
計	61,349	

總計 絏費 10,155千円

### 水道事業特別会計 市債償還について

水道事業起債中本年度で繰越された額は第3次、第4次合せて一八七二万四八三円でその中で八四九、三二二円は執行済み、今後の起債停止の処置による未執行額は一、一七一、六一円と算しておりますが、この未執行分の起債が許可にならむことすると全水道事業の債務は別紙財政計画書大元通りであります。

#### (1) 申込予定数及び給水工事

一九五六年六月末の栓数は四万五万栓で、本年二月一日現在の栓数は六、三〇八栓でありますから、本年度は既に一、三五八栓増加しておりますが、本年度中に更に最少限で一、一八栓の増加が予想され、一九五八年度は三七〇栓、一九五九年度は三八八栓、一九六〇年度は一、六八栓、一九六一年度以降は五栓以上の増加が見込まれます。

#### (2) 目標予定数について

目標予定数を本年度二月以降一九六〇年度迄に一、三一六栓と致しましたのは現在の既設区域内における増加を算込んだからで、年々増加数は減じていくわけになります。

しかしながらこれは健全なる財政を保つ上からの極く控え目で目標予定数であり、配管布設工事の続行によりまして、急激な増加が見込まることは言うまでもありません。  
以上説明致しました通り、今後の最低予定栓数一、三一六栓で充分起債の円滑なる償還が可能でありますばかりではなく、財政計画書によれば通り新水源地開発に伴う銀行借入金を予想して、三分の償還も充分に行な得るあります。

## 六、本年度總結

歲入

歲出

營業主益(收入)内訳

※ 詳 参照

年 度 月 別	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
	加入 料金 額	年 度 内 收入 額	加入 料金 額	年 度 内 收入 額	加入 料金 額	年 度 内 收入 額	加入 料金 額	年 度 内 收入 額	加入 料金 額	年 度 内 收入 額
7 (22) 5,123,327	110 (283,500)	24 (61,900)	110 (61,900)	110 (12,480)	5 (3,512,480)	5 (12,480)	5 (12,480)	5 (12,480)	5 (12,480)	5 (12,480)
8 (23) 5,043,357	110 (260,150)	24 (56,760)	110 (56,760)	"	"	"	"	"	"	"
9 (192) 5,615,3,154,264	110 (336,500)	20 (43,000)	110 (43,000)	"	"	"	"	"	"	"
10 (180) 5,228,2,916,084	60 (116,100)	20 (48,700)	20 (48,700)	"	"	"	"	"	"	"
11 (198) 5,299,3,091,324	10 (17,200)	20 (34,400)	20 (34,400)	"	"	"	"	"	"	"
12 (206) 6,194,3,319,368	10 (15,050)	20 (30,100)	10 (15,050)	"	"	"	"	"	"	"
1 113 (145,770) 3,145,770	10 (10,900)	20 (25,800)	10 (10,900)	"	"	"	"	"	"	"
2 105 (112,875) 3,258,645	10 (10,750)	20 (21,500)	10 (10,750)	"	"	"	"	"	"	"
3 105 (80,300) 3,268,945	10 (8,600)	20 (17,200)	10 (8,600)	"	"	"	"	"	"	"
4 105 (67,705) 3,416,670	10 (6,450)	20 (13,900)	10 (6,450)	"	"	"	"	"	"	"
5 105 (45,150) 3,461,820	10 (4,300)	20 (8,600)	5 (2,150)	"	"	"	"	"	"	"
6 110 (23,650) 3,485,470	10 (2,150)	20 (4,300)	5 (1,075)	"	"	"	"	"	"	"
計	6,831,388,694,066,720	46,115,750	1,856,45,000,700	44,772,44,776,525	1,729,43,189,760	1,729,43,189,760	1,729,43,189,760	1,729,43,189,760	1,729,43,189,760	1,729,43,189,760

料金は増加料、1 桁10% 2154

1961年以降は 1089

營業主益(收入) 内訣

年 度 別 月 別	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976
	加入 年 度 內 收入 予 定 額 柱 數									
5	5 (12,480)									
7	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480	3,512,480
8	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
1	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
2	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
3	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
計	225942,149,760	226442,149,760	226942,149,760	227442,149,760	227942,149,760	228442,149,760	228942,149,760	229442,149,760	230442,149,760	230942,149,760

營業主益(收入) 内訳

月/分	加入 件數	年 度 內 收入 預定額
7	5	(12,480) 3,512,480.
8	"	
9	"	
10	"	
11	"	
12	"	
1	"	
2	"	
3	"	
4	"	
5	"	
6	"	
計	1208	43,149,760

註

1. 一九五七年度水道事業費内訳は一九五七年度予算計上分である。
2. 一九五七年度給水工事費四五五五二三円は本年度増加栓費二八八栓  
の材料費四四七五二円を含むものである。一九五八年度は増加予算栓  
数四七〇栓、一九五九年度は二四八栓、一九六〇年度は二六八栓で増加栓数の減  
少に伴い材料費も減少するから一九五八年度は  
一九五七年度  
の額より減り額一八二三三三円をあとし、二六七三、八九七円として、一九五九年度は一  
九五八年度から六二、八三円ふくべくニマ六ニマ五円とし、一九六〇年度は更  
に一三四二五円おとく、一九三七六〇円計上した。一九六年度以降は火々  
五栓毎の増加と減少する等があるが既設浄水設備の故障修理の漸増  
を予想し、一九六一年度より一九六三年度迄は約一%、一九六四年度以降は  
二名火々増加した。
3. 人件費は事業費核算及び事業運営の強化を図るために一九五八年度は  
前年比の六%増、一九五九年度は四%増とし、多め外請は不一四%増  
率するも火々て火々二名乃至二%増と計上した。
4. 固定資産修復費は量水器の定期検査修理、配水管の撤去補修等の  
漸増を見込み一九五八年度以降火々二名を増加した。
5. 淨水費の中、主なるものは動力費の二百万円を算よりの水補償代約西三三三  
円を算すが、水源の問題が解決した際はその水補償代を新動力費に充て  
ることとして各年度算定したが、その他、動力機械、諸計算器の維持費、  
淨水用薬品の使用漸増等の理由から一九五八年度は四名、一九五九年度は  
三名、一九六〇年度は火々二名増とした。
6. 電気費は配水施設の維持とポンプ場施設の強化ため一九五八年度は四名、  
一九五九年度は三名、一九六〇年度以降は火々二名増とし、
7. 給湯費は水道事業諸般の管理の合理化を發揮するため設備の改  
善と多機能組織の強化を図るため一九五八年度は五名、一九五九年度は四  
名、その後は約一%火々増加計上した。

工事収益内訳

費目	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
給水工事費	944,000	-85,000	124,000	84,000	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
設計手数料	24,200	18,600	12,800	8,200	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
計	1,068,200	203,500	136,400	92,200	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	

内訳

1974	1975	1976	1977	1957年度	給水工事費 設計手数料	1,000円の割 50円	944,000円 94,400円
2,500	2,500	2,500	2,500	250	250	370	1,000円の割 50円
250	250	250	250	2,750	2,750	2,750	1,000円の割 50円
2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	1,000円の割 50円
1958年度	給水工事費 設計手数料	2,500	1,000円の割 50円	1959年度	給水工事費 設計手数料	2,500	1,000円の割 50円
2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	1,000円の割 50円
1960年度	給水工事費 設計手数料	2,500	1,000円の割 50円	1961年度	給水工事費 設計手数料	2,500	1,000円の割 50円
2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	1,000円の割 50円

以後同じ

水道事業費内訳 1957年度 - 1977年度

費目年次	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
人件費	9,960,340	10,557,854	10,980,168	11,157,886	11,291,030	11,517,035	11,650,841	11,923,657	12,097,770	12,245,36
淨水費	3,498,650	3,535,971	3,670,910	3,709,879	3,746,690	3,798,156	3,801,997	3,955,682	4,013,041	4,062,002
配水費	1,140,710	1,183,380	1,221,971	1,234,190	1,246,340	1,261,351	1,263,594	1,300,041	1,319,064	1,335,310
固定資産 保有費	429,960	434,659	439,250	440,926	443,093	445,560	447,977	452,936	455,527	459,630
給水工事費	4,155,030	4,173,897	4,062,075	4,973,660	4,953,316	4,955,895	4,918,744	5,106,736	5,137,299	5,163,053
総務費	588,170	599,930	603,927	630,166	649,931	653,640	660,176	673,379	683,735	693,008
計	19,970,407	18,810,591	18,800,341	18,910,005	19,130,629	19,427,529	19,817,629	20,210,629	20,507,498	20,757,373

- 87	- 88	- 89	- 90	- 91	- 92	- 93	- 94	- 95	- 96	- 97
10,293,530	10,541,015	10,687,760	10,835,837	10,981,760	11,168,453	11,275,891	11,401,848	11,583,473	11,703,093	11,785,521
4,111,150	4,150,448	4,207,061	4,215,683	4,273,760	4,322,480	4,370,891	4,419,544	4,484,040	4,504,218	4,540,441
1,351,476	1,367,518	1,383,658	1,399,607	1,435,423	1,451,498	1,467,754	1,485,367	1,500,000	1,513,731	1,525,030
363,741	385,831	408,740	471,859	475,665	478,700	481,900	485,031	487,021	490,671	493,794
4,189,615	4,215,576	4,241,119	4,287,115	4,292,960	4,318,870	4,345,564	4,390,014	4,393,714	4,415,457	4,434,579
699,077	709,293	718,965	727,304	747,638	757,124	765,603	774,101	777,875	809,645	904,622
21,007,205	21,217,205	21,507,205	21,717,205	21,007,205	21,217,205	21,507,205	21,717,205	23,007,205	23,217,205	23,506,859

### 區裏整理事業特別会計 市債償還について

区裏整理事業に於ては六ヶ年継続事業で実施すべく立案し、一九五五年度に銀行より三回に亘り金八三・四七四・二〇〇円の起債を立て現花まで事業を実施して来ました。その執行状況を説明致しますと、

收入に於ては、割抵調査(三)を通じ一九五五年度より一九五七年度十二月末日現在で賄費地処分收入と一々五・一九二・一三五円となっております。これは賄費地総坪数三六・九八六坪六合四勺内二二二坪一匁四分之一分收入であり、坪当り四・四一二円となつております。

一般会計繰入金八九マ・九三九円は現在までの繰入金であります。借入金五三・七三七・五四円は現在までの銀行起債による借入金であります。雜収入六七三・七三円三三九円は一九五五年度より現在までの雜収であります。以上收入合計は一九五・四九四・三八八円三三九・九九八円、支出に於ては工事費五九・九四六・マハ九円、人件費九・三九・九九八円、事務費四・七六八・ハハ四円、四戸、市債償還金とて元金一六・四七四・二〇〇円、利息一・九七九・ハ六五円六・九円、計一・ハ・四三・八六五円六・九円で支払済合計九二・三八八・ハ三七円となつております。

該局現在まで收入支出を対照致しました場合は一三・二八五・四五一円三三九円の現金残高となりております。

今後事業完了までに要する收入支出計画を説明致しますと、收入に於ては賄費地処分收入と一々五・七六・七三三・ハ九〇円見込んでおりまますか、これは未処分賄費地坪数二五・五七四坪六合三勺左坪相当三三九・円を見積りましたが、現在までの処分実績より見ますと最終額を見込みました。

増築地未清算一六・一九三・四六〇円は増築地坪数五・三九七坪入会三勺左坪相当三三九円を清算すべく計画しております。

一般会計繰入金三・五七七・三九九円は当初一・四六八・三二六円を繰入するべく計上してありますか、現在までに八九マ・九三七円繰入小計あり、残りの三・五七七三九九円は清算時に繰入小計莫�べく計画しております。

市債未借用金三九・七三六・四九六円は起債額八三・四七四・二〇〇円に対する

未精闇金であります。

現金一三、八五、四五、一月三〇或は前述一ま一た現在までの收入支出残高でありますか、昨年十二月二十七日融資打ち切りにより凍結現金と一、九四、八、三一九月と手持現金三、八六七、二三二月三〇或であります。

これらにより收入計画、於ては一三九、五一六、六九六円三〇或となつてあります。

支出計画に於ては工事費支出予定額と一、三六、五五三、二八一月人件費二、五〇、四〇〇円、事務費二、七三、八九三円六〇或、市債未償還金と一、七九、三三五、五〇八円で支出合計一三七、一〇三、六八三円六〇或とあります。

以上現在及び今後の收入支出状況を説明致しまーたが、結局事業完成時迄に於ては二、四一三、〇一三円七〇或の余裕残高があることになりますが、この計画は收入に於ては前述の如く繕費地巡回に於て最終額を見込んであり、實際には現状の実績からみて見積額以上に過剰を求るものと予想されます。

この点で申し述べました如く充分に銀行融資の償還が可能であると言ふことは明らかであります。

尚現状まで計画終了まーた根本的問題として地主提供による減歩率三割の線でより従続行して行きります。

以上正當整理事業、市債償還についての説明と致一申す。

(1) 土地區画整理事業継続予算執行状況調書

工事名	執行見込額	55年度執行額	56年度執行額	57年度執行額	合計執行額	%	未執行額	%
上下泉工事區	6,097,294.00		2,018,193.00	2,415,862.00	4,434,055.00	72.7	1,663,239.00	27.3
久遠地	6,213,236.00		4,049,158.62	2,611,191.00	4,310,349.62	69.3	1,902,886.38	30.7
前島	12,311,564.00	841,900.00	7,145,135.38	9,730,000.00	8,960,035.38	72.7	3,351,528.62	27.3
高橋	3,062,170.00		704,000.00		704,000.00	22.9	2,358,170.00	77.1
常元寺	8,102,708.00		840,000.00	2,470,365.00	3,310,365.00	40.8	4,792,343.00	59.2
松下	4,524,372.00		1,742,571.00	724,933.00	2,467,504.00	54.5	2,056,868.00	45.5
松山	3,980,630.00		951,435.00	2,271,972.00	3,223,407.00	80.9	757,223.00	19.1
商港	7,408,758.00		440,000.00	993,208.00	1,433,208.00	19.1	6,035,550.00	80.9
東	4,171,874.00		588,441.00	4,742,442.00	1,062,683.00	25.4	3,109,191.00	74.6
辻	9,983,232.00	2,022,947.00	2,400,642.00	1,182,876.00	5,606,465.00	57.3	4,176,767.00	42.7
天妃	5,873,388.00		3,074,000.00	2,392,610.00	5,466,610.00	93.0	406,778.00	7.0
若狭	11,331,419.00	4,980,383.00	1,740,000.00	2,033,156.00	7,187,539.00	63.4	4,143,880.00	36.6
久米	5,095,744.00		1,270,417.00	2,674,000.00	3,944,417.00	77.4	1,151,327.00	22.6
橋梁費	600,000.00						600,000.00	100
泊港前島工事區	2,618,500.00	2,618,500.00			2,618,500.00	100		
渾原	5,264,4481.00	3,152,998.00	2,063,953.00		5,216,951.00	99	47,630.00	1
計	96,499,370.00	13,616,728.00	27,461,946.00	18,867,415.00	59,946,089.00	61.2	36,553,281.00	38.8

費 用	執行見込額	55年度執行額	56年度執行額	57年度執行額	合計執行額	%	未執行額	%
人 件 費	18,639,998.00	2,861,525.00	4,141,187.00	2,037,281.00	9,039,998.00	46	10,500,000.00	54
職員給料	14,493,419.00	2,861,525.00	2,650,322.00	981,572.00	6,493,419.00	44	8,000,000.00	56
諸 手 当	5,046,579.00		1,490,865.00	1,055,714.00	2,546,579.00	50	2,500,000.00	50
事 務 費	15,493,778.00	1,114,698.40	2,557,947.90	1,096,238.10	4,768,884.40	30.7	10,724,893.60	69.3
事 務 費	15,493,778.00	1,114,698.40	2,557,947.90	1,096,238.10	4,768,884.40	30.7	10,724,893.60	69.3
公 債 費	9,274,937.30	4,118,50.00	6,980,522.00	11,061,493.40	18,453,865.60	19.3	29,325,508.00	80.7
元 金	83,474,000.00		6,346,606.80	10,127,393.20	16,474,000.00	19.7	67,000,000.00	80.3
利 息	14,305,373.60	4,118,50.00	633,915.40	934,100.20	1,979,865.60	16.5	12,325,508.00	83.5
合 計	229,317,519.60	18,004,801.40	41,141,603.10	33,062,432.50	92,208,837.00	40	137,103,687.60	60

(2) 工事區別賃費地明細調書

工事區	總坪數	規格可能 坪數	平均單價	壳卸見込額	壳卸坪數	壳卸額	港部済及C 見込額	備考
泊港、前島	1,666.78				1,666.78	5,328,323.00	5,328,323.00	
湯原	2,648.99	63.84	3,000.00	189,720.00	2,585.75	801,582.50	8,205,545.00	
辻	3,575.39	1,649.05	3,000.00	4,947,150.00	2,276.34	9578.710.00	14,625,860.00	
若狭、松山	3,250.31	2,329.64	3,000.00	7,018,920.00	910.67	11,753,397.00	11,772,317.00	
上、下、泉	4,057.22	3,320.20	3,000.00	9,960,600.00	2,370.02	5,061,840.00	15,022,440.00	
東	14,3841.84	21,675.84	3,000.00	12,227,520.00	509.00	3,546,400.00	15,743,920.00	
商港	5,180.91	4,305.46	3,000.00	12,916,380.00	875.45	2,722,680.50	15,716,050.00	
天妃	818.75	594.75	3,000.00	1,784,250.00	224.00	1,034,400.00	2,818,650.00	
久米	3,213.74	2,926.74	3,000.00	8,780,220.00	287.00	5,231,000.00	11,011,220.00	
久茂地	900.00	352.00	3,000.00	1,056,000.00	548.00	3,736,000.00	4,792,000.00	
崇元寺	5,028.61	4,277.51	3,000.00	12,832,530.00	751.00	3,577,000.00	16,409,530.00	
高橋	1,412.84	1,412.84	3,000.00	4,238,520.00			4,238,520.00	
前島	348.36	257.36	3,000.00	772,080.00	91.00	696,000.00	1,468,080.00	
計	36,986.64	25,574.63		76,723,890.00	11,412.01	50,358,535.00	127,082,425.00	
增換地	5,397.83		3,000.00				16,193,460.00	
總計							143,276,885.00	

(3) 通電整理事業第一地區現金源調書

項 目	金 額	項 目	金 額
未処分賃貸地(255.974.63坪)	76,723,890.00	工事費支出預定金	36,553,281.00
増換地未清算(53.97.82坪)	16,934.60.00	人 件 費	10,500,000.00
一般会計繰入金	3,577,394.00	事 務 費	10,724,893.60
市債未借用金	29,736,496.00	市債未償還金(元金)	67,000,000.00
玉見	1,3285.451.30		
手持現金	3,867,332.30		
未 終 現 金	9,418,219.00		
計	139,516,696.30	計	137,103,682.60
		残 高	2,413,013.70

收入支 出 調 書 1958年12月27日現在

收 入	金 額	支 出	金 額	
賃貸地処分:従34收入	50,192,135.00	工 事 費	59,946,089.00	
一般会計繰入金	8,909,929.00	人 件 費	9,039,998.00	
借入金(市債)	53,737,504.00	事 務 費	4,768,884.40	
差 額	673,720.30	市債償還金(元金)	16,474,000.00	
			(利 息)	1,979,865.60
計	105,494,288.30	計	92,208,837.00	
		残 高	13,285.451.30	

(4) 工事期間(統行迄完成まで) 6ヶ月間

## (5) 各工事區別換地地積調書

1957年1月11日

工事區名	公 共 用 地				公共用地計	換 地			1/100地積計	合 計
	道路地積	水路地積	公園地積	綠地地積		権利地積	通及滅度	替 売 地		
上下泉	13.937.57	1.7520	114.54		14.227.31	27.073.47	43710	4.057.22	31.567.79	45795.10
東	9.303.60		259.45	316.10	9.879.15	17.251.66	11911	4.584.84	21.955.61	31.834.76
那霸商港	25.404.80		434.70		25.839.50	52.813.31	91446	5.180.91	58.908.74	84.748.74
辻	14.875.04		917.82	1.152.28	16.945.19	29.616.34	760.65	3.875.39	34.252.38	51.197.57
天妃	7.630.29			92.03	7.722.32	22.559.12	734.77	818.75	24.112.64	31.834.96
(松山五合町) 若狭	23.133.49		4645.11	1.726.26	29.505.06	62.756.61	-1.540.16	3.250.31	64.466.76	93.971.82
久保	8.769.95	1.526.11	358.59	291.00	9.572.21	18.493.85	1.122.36	3.213.74	22.830.05	32.402.26
松下	4.519.23			339.45	4.898.18	15.306.74	-20.37		15.286.37	20.185.05
海原	9.983.19	522.00	300.65	342.75	11.148.59	19.116.54	-342.62	2.648.99	21.422.91	32.571.50
久安地	15.003.51	3.314.10	389.58	775.53	19.482.72	25.873.80	674.00	900.00	21.447.80	46.930.52
泊港前島	6.605.03	569.20		330.65	7.504.88	16.161.91	-907.26	1.666.78	16.921.43	24.426.31
崇元寺	14.237.24		608.94	105.00	14.951.18	35.439.25	560.05	5.028.51	41.027.81	55.978.99
高橋	4.510.76		138.60	137.81	4.787.17	13.066.03	2.415.10	1.412.84	16.893.97	21.681.14
前島	15.217.51		510.95	427.69	16.156.15	36.762.95	470.63	348.36	37.581.94	63.738.09
計	173.171.31	4.733.17	8.678.98	6.036.65	192.620.11	392.291.74	5.397.82	36.986.64	434.676.20	627.296.31

一九五七年二月

事業別市債貸付指令調書

財政部

○ ○ ○ ○ ○ ○  
事業別市債貸付指令調書  
一般会計

人 才一次都市計画事業債

認可日 一九五三年二月十日

償還年限 ノロノ年(据置期間含む)

(一九五四年四月十四日附五、年を十九年と延長)

据置期間及償還方法 半年据置半年賦償還

利率 年五%

特別条件

a. 琉球銀行總裁の承認を得た場合以外は、總て公開入札に附すこと

b. 落札工事額が本事業査定金額より低額にありたる場合は落札工事額を以って工事額みなして減額貸付する

c. 市有地処分計画は一括して五八年公選市公の議決を得ること

d. 市有地処分せんとする場合は琉球銀行總裁の承認を得ること

e. 管理立地が市有地となる旨の單(民政府)の正式認可指令を確

f. 都市計画実施に伴い今後工事費に對し政府より補助金又は規物支給がある場合は、貸付額は額より扣除の上減額貸付するものとする

g. 本事業一部変更せんとする場合は琉球銀行總裁の承認を要すること

h. 本貸付金の貸出方法は工事費支払計画に伴つて四回に分けて貸玉とする

i. 以上の条件を確定し実行せざる為債権保全上必要と認める場合は償還期限前にかゝわらず直ちに債務の全額又は一部を年清せしめるものとする

j. 本事業は、工事費支払計画に依り工事費の全額を償還するものとする

認可年月日 一九五四年四月十四日

償還年限 ノマノ年(据置期間含む)

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

利率 年五%

特別条件

a. 琉球銀行總裁の承認を得た場合は外公開入札に附すこと

b. 市有地処分するときは琉球銀行總裁の承認を得ること

c. 沿港開岸埋立地A地区及びB地区は埋立完了後担保に差入水祇省認定登記すること

3. 安里川下流改修工事債

○ ○ ○ ○ ○ ○  
沿港開岸埋立事業債

認可年月日 一九五四年四月十四日

償還年限 ノマノ年(据置期間含む)

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

利率 年五%

特別条件

a. 琉球銀行總裁の承認を得た場合は外公開入札に附すこと

b. 市有地処分するときは琉球銀行總裁の承認を得ること

c. 沿港開岸埋立地A地区及びB地区は埋立完了後担保に差入水祇省認定登記すること

認可日 一九五五年五月十六日

貸付認可金額 七九九万四千円

償還年限 三ヶ月(半年据置期間含む)

据置期間及び償還方法 半年据置 半年賦償還

利率 年五%

#### 特別条件

- a. 行政省の起債認可指令及び民政省の埋立認可指令を提出のこと
- b. 本件工事は總て公開入札にて附すこと
- c. 工事契約が申請工事費より低額の場合は減額貸付のこと
- d. 市有地を処分した時はその都度処分報告書を提出のこと
- e. 本件借入金の償還が完了するまで毎年度予算書を受託者に提出すること

#### 4. 市営住宅建設事業債

認可日 一九五六年四月十六日

貸付認可額 三三、六二、四〇四円

償還年限 ニカニ年(据置期間を含む)

据置期間及び償還方法 半年据置 半年賦償還

利率 年四%

#### 特別条件

- a. 貸付金交付方法

オ一回 基礎工事完了検査料 三五%

オ二回 産根工事完了検査料 四四%

オ三回 工事竣工検査、低層板検査登記料 三五%

資金交付方式工事検査迄一ヶ月から各工事の完了、終了次第御連絡下さい。

株主及び連帶人の印鑑は前面交付金受領印際持参下さい。

- b. 本件借入金の償還金は毎年度一般会計予算に計上し、返済終了時送一般会計予算書を受託者に提出すること、但し市営住宅の賃貸は優先的と本借入金の償還に充當すること
- c. 本件工事は公開入札にて附すこと
- d. 工事落札価額が並是額より低時は落札価額により差定すること
- e. 本借入金による建築への入居者は当行立会之上選定すること
- f. 敷地は担保不備すること

#### 5. むつみ橋前島町間道路工事債

認可年月日 一九五六午二月二十一日

貸付認可額 五、六八、四〇四円

償還年限及利率 二〇七年(振置期間至令玉)、年四%  
振置期間及償還方法 半年振置、半年賦償還

条件

a. 初回貸付までに政府補助金指令書提出のこと

b. 本借入金は依る工事は公開入札に附すこと

c. 落札額か査定額より低く際は落札額により減額する

d. 本借入金の償還金は毎年並一般会計予算及び計算上と並行して

算出書提出すること

e. 工事見積書提出すること

8. バスターミナル建設工事債

認可年月日

一九五六年六月二十九日

貸付認可額

三六、六〇六、〇〇〇円

償還年限及利率

二〇ヶ年、年四%

振置期間及償還方法

振置なし、半年賦償還

条件

a. 本借入金を以て建設する建物は竣工後遅滞なく担保差入手続

すること

b. 本件工事に対する交付金は認可額より金額を最高とする。即ち

入札により落札金額か査定額より低くなる場合は落札額を

以て確定する

c. 本件工事は公開入札に附すこと

d. 本件借入金の償還金は毎年度予算に計上すること

e. ガソリンスタンドは市の直営にすること

f. 建物の基礎設計及び交通様式については建築着工後光島町、那

覇市、八木根会、琉球政府及び民政府の代表者が一九五六年

六月二十八日に開いた会議で民政府代表が提出した基準に一致

する所、綜合設計図及び交通様式の修正は十分考慮を

払うこと

9. 沖縄ターミナル建設事業債

認可年月日

一九五六年十一月九日

貸付認可額

三〇ヶ年、年四%

償還年限及利率

半年振置、半年賦償還

条件

a. 本借入金を以て建築する建物は竣工後担保差入手続をすること

b. 落札額か査定額より低くなる場合は落札額を以て査定し、超過一

在場合は自己財源によること

c. 本件は公開入札に附すこと

d. 本件借入金の償還金は毎年支拂算尺才上りこと

e. 貸付金の交付方法

才一回 基礎工事完了検査料

才三四 四ヶ月

才三回 工事竣工検査 低当权設定登記料 三ヶ月

資金の交付は毎年工事検査を終了する各工事の完了次第

造約下さり

借主及び連帯人の印鑑は同一交付金委領際捺す下さり

### 水道事業特別会計

1. 才一次水道事業債  
認可年月日 一九五四年六月九日

認可額 一五、二二〇、〇〇〇円

償還年限及利率 二〇ヶ年(据置期間至令志)、年五%

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

特別条件 一般会計才一次都市計画事業債に同じ

2. 才二次水道事業債  
認可年月日 一九五四年六月九日

認可額 九、六七三、〇〇〇円

償還年限及利率 二〇ヶ年(半年据置を含む)、年五%

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

特別条件 水道然別会計等算定書を提出する事

### 3. 才三次水道事業債

認可年月日 一九五五年五月十八日

認可額 一三、五〇〇、〇〇〇円

償還年限 二〇ヶ年(据置期間至令志)

据置期間及償還方法 半ヶ年据置、半年賦償還

特別条件 工事日終之公開入札に附すること

○ ○ ○ ○ ○ ○

b、落札額が見積額より低い時は落札額を以て査定し減額貸付する。

c、本件に關し償還終了または毎年予算書を提出すること。

#### 4、才四次水道事業債

認可年月日 一九五六年二月二十七日

認可額 三六、五〇八、〇〇〇円

償還年限及利率 二〇ヶ年(据置期間を含む)年四名

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

#### 特別条件

a、工事はすべて公開入札に附すこと

b、落札額が見積額より低い時は落札額を以て査定し減額貸付する、

c、本件に關し償還終了または毎年予算書を提出することと

d、水道事業よりの収益金は該事業の運営に支障を来たさない限り

年度末において復金より債務の償還に充當し期限を繰上げる

#### 5、才五次水道事業債

認可年月日 一九五六、年四月二十日

認可額 二二、一九八、〇〇〇円

償還年限及利率 二〇ヶ年(据置期間を含む)、年四名

据置期間及償還方法 三年据置、半年賦償還

#### 特別条件

才四次水道事業債と同じ

#### 土地区画整理事業特別会計

##### 1、才一次土地区画整理事業債

認可年月日 一九五四、年七月三十日

認可額 一六、四七四、〇〇〇円

償還年限及利率 三年(据置期間を含む)、年五%

据置期間及償還方法 半年据置、半年賦償還

#### 特別条件

a、本件工事は総て公開入札に附すこと

b、替費地を処分するときは琉球銀行總裁の承認を得ること

c、三年分割納入より売却する替費地は担保として提供し抵当

权設定登記をすること

d、本件借入金返済が完了するまで毎年予算書を琉球銀行

に提出すること

之、才ニ次土地區更懇親事業債

認可年月日

一九五五年五月十八日

償還年限及利率

五五年（振置期間を含む）、年五%

振置期間及償還方法

半年振置、半年賦償還

特別条件

- a. 本件工事は總て公開入札に附すこと。
- b. 本件借入金の償還差引まで毎年及予算書提出すること。
- c. 資費地処分した場合はその都度受託者に報告すること。
- d. 本件の貸出は入札額を以て査定し貸出すること。
- e. 借入金の償還金は毎年予算額の部より他に優先して計上すること。
- f. 自己資金分の賃費地処分が出来る迄工事費は金額借入金で充當する。

融資方

一九五六年四月九日

那霸市長殿

復全部長

印

辨證 春暖の候貴下益、御清承の段御欣び申し上げます。  
拠 三月十七日附那登一〇三一等による民政府特別補助金の  
交付申請の件に就き申立ては、下記の通り交付致すところ  
なりましたので御通知申し上げます。

敬具

記

一、 本資金は市債による工事又は他の工事へ流用しない旨念説置  
出のこと。

二、 本件工事は公用入札に附すこと。

三、 工事名札価格か施行計画額より低ひときは、差額価格により支  
付する。

一九五七年二月

會計別款別總括表

財政部

## 1957年度那覇市收入予算款別總括表

1957年2月7日現在

款 別	予 算 額	備 考
市 稅	40,066,638 円	水準区分 35,117,775 円、過年度分 2,802,581 円、滞納繰越分 2,148,262 円
市町村財政調整交付金	2,034,791	
公道企業及公財産收入	85,847,528	株式事業收入 1,512,000 円、基本財産收入 835,150 円、普通財産收入 1,975,077 円、財産充抵代金 38,522,001 円
分担会員負担金	1,400,002	受益者分担金
支 役 及 機 器	—	
使用料及び手数料	19,210,836	市場使用料 11,599,997 円、港湾施設使用料 9,444,705 円、市場使用料 1,084,660 円、住宅使用料 2,044,400 円 重機器具使用料 500,000 円 手数料 1,917,271 円
政府支出金	83,720,431	政府補助金 13,875,285 円、政府交付金 74,400 円、民政省(第)補助金 69,770,796 円
寄 附 金	1,000,001	沖縄体育協会の寄附
繰 入 金	136,711	水道事業特別会計繰入金
繰 越 金	5,211,537	前年度より繰越
雜 収 入	5,624,253	算使用地收入 5,081,751 円、延滞金 410,000 円、その他 112,502 円
市 債	25,144,972	ホーターミナル建設債 5,260,000 円、土木債 5,600,000 円、八戸ターミナル建設債 37,436,726.5 円、住宅建設債 26,845,027 円
合 計	299,997,752	

1957年度那霸市支出予算款別總括表

1957年2月7日現在

款 別	予 算 額	備 考
1. 議 会 費	2,399,920	人件費 2,570,400円 物件費 670,518円、その他 1,550,000円 1,660,052円
2. 役 所 費	2,576,315	人件費 2,390,257円 物件費 2,591,871円、研修費 2,656,695円、報費 2,534,700円、調査費 3,15,000円、その他
3. 消 防 費	3,665,643	人件費 2,677,522円 物件費 936,566円、その他 61,235円
4. 土 木 費	110,685,140	道路維持費 4,041,994円、道路新設費 63,455,453円、橋梁新設費 16,011,044円、河川費 25,673,332円 採石事業費 956,340円、その他 746,947円。
5. 都市計画事業費	25,164,151	都市計画費 2,481,348円、街路樹事業費 1,80,000円、調査費 642,800円、公園事業費 8,561,652円、 バスター・ミナル建設費 7,436,945円、その他 94,620円。
6. 港 澄 費	13,797,172	運営費 1,1,164円、港湾施設費 2,243,000円、ホークターミナル建設費 11,32,356円
7. 社 会 及び文化施設費	37,729,145	生活保護費 886,608円、児童福祉費 2,91,260円、施設運営費 2,28,394円、社会教育費 2,84,549円、灾害対策費 3,99,180円、 補助金 1,612,000円、その他 675,904円、体育施設費 6,530,000円、住宅管理費 4,97,549円、住宅建設費 16,228,027円、職業補導所費 209,680円。
8. 保 健 衛 生 費	4,612,030	伝染病予防費 3,95,990円、汚物処理費 3,753,244円、屠場費 403,286円、その他 26,500円
9. 農 業 経 済 費	4,661,822	市場管理費 1,431,643円、貿易振興費 3,95,590円、商業振興費 2,51,605円、工業振興費 小計 1,423,643円、顧客振興費 50,000円、 農業振興費 5,75,775円、林業振興費 15,152,44円、水産振興費 558,627円、共進会費 2,2205円、その他 12,350円
10. 賢 產 費	1,904,735	
11. 運 輸 費	579,520	
12. 公 債 費	1,897,2479	
13. 諸 支 出 金	2,621,230	微額費 946,000円、過年度支出来金 1,233,144円、負担金及び補助金 325,562円、その他 17,003円。
14. 戸 稽 整 備 費	1,561,920	
15. 留 備 費	700,000	
合 计	271,361,451	

1957年度那霸市水道事業特別会計戻入予算総括表

1957年1月六日現在

款項別 款項	予算額	附 註
1. 水道事業收入	21,305,207	
1. 営業収益	29,832,771	1. 営業収益 29,832,770 円 2. 不営業収益 1 円
2. 附帶事業収益	1,905,001	
3. 営業外収益	6,390,285	1. 受取利息 1 円 2. 不用預金却益 140,001 円 3. 緑税金返却 6,225 円 4. 雜収入 6,12,988 円
2. 資本收入	18,720,484	
1. 資本収入	18,720,484	1. 企業債 18,720,483 円 2. 補助金 1 円
戻入合計	56,853,471	

## 1957年度 那霸市水道事業特別公計支出予算紙挂表

1957年2月 相澤在

款項別 款項	予算額	内	額
1. 水道事業費	23,592,081		
1. 経営費	12,842,658	1. 淨水費 6,265,179 円 2. 配水費 2,253,940 円 3. 固定資産保有費 4,67,537 円	
2. 附帶事業費	7,136,034	1. 給水工事費 7,136,034 円	
3. 一般管理費	3,890,000	1. 総務費 2,018,079 円 2. 減価償却費 1 月	
4. 営業外費用	3,611,089	1. 支払利息 2,019,7086 円 2. 下水道調査費 354,003 円 3. 費支出 360,000 円	
2. 建設改良費	2,951,644	1. 配水施設費 23,920,518 円 2. 淨水施設費 362,800 円 3. 資産購入費 1,509,901 円 4. 水源調査費 3,495,425 円 5. 水源調査費 220,000 円	
3. 企業償還金	2,000,875		
1. 企業償還金	2,000,875		
4. 繰出金	736,711		
1. 繰出金	736,711		
5. 予備費	209,300		
1. 予備費	209,300		
X 出合計	56,852,471		

1951年度那霸市土地區画整理事業特別会計歳入歳出予算總括表

歳  
入

款 別	予 算 額	説	日
1款賃料他收入	130,970,248.30		
2款繰入金	1,000		
3款雜 入	1,000		
4款市 人債	26,736,496.00		
歳入合計	160,656,748.50		

歳  
出

款 別	予 算 額	説	日
1款高須整理費	116,978,543.70	賃員費 6,700,356.19 (賃員給 34,155.73 円、旅費 25,728.19、詫手当 1,575,808.19) 需要費 1,509,598.19 20 涉外費 1,73,149 円	
		事業費 110,278,096.19 (道路及整地費 105,099,932.19、標石埋設費 1,260,000.19、測量設計費 2,632,216 円、清算手務費 173,447.19、建物移転費 1,092,501.19)	
2款支 出	43,186,196.80	營繕費 101.19	
	149,214,211.00		
	160,656,748.50	元 金 34,602,519.19 20 利子 8,583,561.19 60	

## 那霸都市計画土地區画整理地圖内

日本國有地及び沖縄県有地の処置について

琉球に於ては一九五三年八月十七日附立法第三十四号を以て  
都市計画法が公布され即日施行せられました。この法規内容  
は日本に於て昭和二十九年五月二十日法律第百拾九号及び第百  
六拾号を以て公布せられた土地區画整理法及び土地區画整理法  
施行法を以て一部改正せられた以前迄施行せられていて都市計  
画法の内容と殆んど同様のものであります。日本に於て土地區  
画整理法施行以前に施行せられていた特別都市計画法に相當す  
るさうな法規は琉球に於ては公布されておりません。

又上地區画整理法のような単独法も施行されていない現状であ  
ります。從つて土地區画整理の施行に関するも日本の都市計  
画法の諸条項と全く同趣旨を以て規定せられ、その第十三条第一  
項に於て都市計画区域内に於ける土地についてはその定地として  
ての利用を増進するため土地區画整理を施行することができる旨及  
び第二項に於て前項の土地區画整理施行に関するもこの立派に別  
段の定めがある場合の外、耕地整理法を準用する。又第十四条  
第三項に於て耕地整理法を準用し難い事項に関しては、規則で  
必要な規定を設けることができる旨等が日本の都市計画法と同  
様に規定せられております。

那霸市に於ては上記の都市計画法第十四条「都市計画と  
して行政主席の認可を受けた土地區画整理は認可後一年内に  
その施行に着手するものがない場合には市町村に都市計画事  
業としてこれを施行せらる。但し災害その他特別の事情により特  
に實施を必要とする場合には認可後一年内であつてもこれを市町  
村に施行させることができる。」(日本の都市計画法第十三條  
と同趣旨)の規定中但し書に基き一九五四年十二月二十九日附を  
以て總地積六四二二六七・三二坪に於て都市計画事業として土地  
區画整理の施行を命ぜられ銳意その進捗に努力している現状であ

ります。現在琉球は米国琉球民政府の統治下にあり当地台帳面の日本国有地及び沖縄県有地は米國財産管理官によって管理せられております。耕地整理法第四十三条の規定によつて同条第一項第一号乃至第三号該当地の土地區画整理編入につき米国琉球民政府の認許を得なければならぬ訳であります。又耕地整理法第十二条の規定による整理施行によつて不用に歸する道水路敷等の施行者への交付、新設、道水路敷の国有地への編入、同条項に準じて取扱はれている公共団体所管の道水路（本件では沖縄県所管の道水路敷）の同様処置も又当然米国琉球民政府によつて了承されねばなりません。

然るに同民政府（財産管理官も含めて）は前段の認許の承諾せず後段の新旧公用地の編入、交付も共に承認せず区画の変更、地目の変換さえも認めません。即ち整理施行によつて不用にした旧道水路も依然として道水路敷として不整然のまま残し現に公共の用に供していなゝ国所有地との交換、合併を認めようとしない無理解な状態にあります。

その理由とすら所は米国琉球民政府は日本單なる国有不動産へ界所有を含めて一の管理者たるものにて处分权へ交換・分合・売却等の無いとしているのであります。認めている唯一の実は新設道

水路の当該管理地を通過する場合、その部分は道水路として有料で使用することを認めるというのみであります。

別紙添付調書並びに図面に表示する通り国有地は二六筆一四一七三・四二坪果有地は三一筆一八、六四、七八坪合計三二八、一四三。坪あり国所有道路が縱横に貫通しております。之が上記の通り耕地整理法第十二条の規定を適要せられず第十三条の編入を認められねばならぬといた那霸市を琉球の首都として都市計画の諸施設を整備実現せしめ宅地としての利用を高度に増進せしめる土地区画整理の事業施行が不可能であることは自明であります。

本事業準備着手以来米國琉球民政府は対し屢々に涉る  
折衝を続けてゐるのあります。が頑として諒解を得るに至りません。  
一方戦後十年自分の土地を所有して下りその使用を許されなかつた（終戦後直ちに駐留軍によって占居せられ一九五一年以後漸次返還せられ一九五五年よりやく全区域に涉り解放せられた）市民の本地區使用要望の声は實に功なるものがあります。本市はこゝに苦肉の一方策として改めて末尾記載の案をもって米國琉球民政府に要望することとして整理施行規程中にこれ定め本年四月以降これが折衝を續けて参りました。が同民政府は前同様の理由を以て今日未だに諒解を得るに至りません。

日本統治下にあれば全然問題にならずかうるに戰災復興並地区画整理事業として定められた国庫補助も仰ぎ得て本の諸都市と同様見るべき復興をいたであります。が本市の事情は本土に於ては想像も及ばぬ上記のような思はざる障礙も生じて円満なる進捗を阻まれてゐる状態であります。

本市の施行する地区画整理事業は日本政府から行政が切り離されたが故に解決困難ならしめて、いるともみるべく以上の事情と御了解下さい正しく内情に事業を進捗せしめ得る道を開かれよう。日本政府は於て米軍関係當局との折衝等適切な方法により御援助をして頂きたくお願ひ致ります。

一九五五年十二月廿日

那覇市長 喬間 重剛



参考図書左記添付致します

参考図書

一 日本国有地調書

一 沖縄県有地調書

一 整理予定図

一 国道及県道の整理前後対照図

一 施行規程第十九条による換地之三。%減歩による換地の

対照図

一 換地例説明書（換地總括表添付）

一 諸市計画法

一 那霸都市計画事業戦災復興土地整理事業那霸第一

一部

一 地區施行規程

一 日本國有及沖縄県有道路地積調書

一部

一葉

## 換地例説明書（参考圖書参照）

### （一）國道及県道に就いて

國有道路は耕地整理法第十一條第一項及第二項の明文により處理せらるればからぬものと解する共に國有道路に就いても同様同本文に準じ取扱はされねばならぬものと思考する。

（耕地整理法抜粋参照）

### （二）

國有地及び県有地に現に公用又は公共用に供している土地はその供してある目的を防ぐため範囲で換地する趣旨である（施行規程第十七条の規定による設計案）

### （三）A案

前項以外の一般土地に就いては整理後公共用地（道水路公園敷等）に充当する土地は各所有土地の約二五%、事業費と金錢で賃貸せしめられ替りに所有土地の一部を提供せしめこれを売却して事業費に充当するために荒てゐる土地を約五%へ本事業の事業費は全額賃貸地処分による。政府補助は皆無で全額が地主賃貸である（計三。%を減じて換地を交付し増進価値等の多少の不均衡は金錢清算による設計方法を採る。本案は假に國有地を一般土地と同様の平均三。%減歩として設計算出）ハ換地案

### （四）B案

本案は施行規程第十九条の規定により設計・計算した換地案。右規定の主旨は請願本文中に記述した通り管理地が公共用地となることは一応認めて但し有料にていう故同該当地は道水路として使用し換地を交付せしめ該当地以外の宅地となるべき土地のみを対照としてこの部分に対する減歩せよ同地積をなるべく原地を含む位置に於て換地を交付する立旨である。

## 五

## A案及びB案について

国県有地中現に公用又は公共の用に供していない土地は本事業により受ける利益は一般土地所有と同様である。單に国県有地であるという理由の外には、一般土地と違つた標準によつて取扱う根據はない。即ち国県有地もA案によつて取扱うことが公平を期する所以思考する。然るに本請願主旨中にも記述された通り数次に於ける米國賊産管理課との折衝終て国県有地が公用地（道水路公園敷等）となることを承認し、其の料金はられたて同該当地以外の土地について本事業の目的から生じたとしての利潤増進に資するため、又取扱の度更の承認を受けることのみが（上記の有料を無料に扱はねばならぬ商議）別として残る問題となり管轄課の云う权限を考慮すれば、B案が承認を得る根拠と思考し、B案施行規程に折入が後の業務を進捗させて今日に及んである。

別紙然始表示す通り事業地然地積六拾四萬余坪に對し、国県有地合計に於て換地と有地積の差引A案B案の差は僅か二百余坪に過ぎず。A案B案何れを採用も土地所有者の利害に重大な影響は及ぼさない。以上の理由によりB案を以て事業を進捗せしめていた今、理論上の正当性を以てあらためてA案を採ることは事業の後退を避けるための事業途絶による損失は二百余坪の損失に及ぶもので、よつて土地所有権利者たる日本政府に於いてもB案を承認せらるべき結果の結果となるものである。

一 管理課は從來よりの米國賊産管理課に対する金銭の徵収又は交付を以てその土地の清算を行ふことは不當と思考されるので、国県有地は從

行規程第六条の規定により等位及評定価額を附せず同規程第三十条  
によって清算を行はない

参考

耕地整理法

第十一條 耕地整理を施行するため国有に属する道路、提塘、溝渠、  
溜池等の全部又は一部を廢止したるにより不用に帰したる土地は無  
償にて之を整理施行地の所有者に交付す。

整理施行により開設したる道路、提塘、溝渠、溜池等にて前項  
廢止したるものに代るべきものは無償にて之を国有地に編入す。①

日本国有地及び沖縄県有地の換地計算総括表

所有者	從前の地積	整理後の 公共用地該当地	計算上換地 すべき地積	計算割当 換地地積	從前の地積 に対する換地 の百分率	説明
日本政府	9,706.97 6,359.00	坪	坪	9,410.25	97.14	施行命令(29-12-1954)現在 公用又は公共の用に供していた土地(17条該当地)
沖縄県	3,456.08			3,120.48	92.0	同上(同上)
日本政府	6,359.00		4,451.23	4,450.85	90.0%	普通地 30%減歩による換地(A業)
日本政府	6,359.00	01,493.14	4,865.86	4,864.30	76.49	施行規程第19条による換地(B業)
沖縄県	14,173.51		9,921.36	9,921.35	70.0	30%減歩による換地(A業)
沖縄県	14,173.51	04,463.13	9,710.36	9,710.36	68.51	施行規程第19条による換地(B業)

(5-OCT-1955案)

9,706.97  
6,359.00  
-----  
160,659.7  
9,686.67  
6,359.00  
-----  
160,456.7

換地  
3,456.08  
14,173.51  
-----  
17,629.59  
3,456.08  
13,881.87  
-----  
17,337.95

日本國有及沖繩縣有道路地積調書

國 有 道 路

添付図表示符号	起 点	終 点	地 積
c	東町五丁目	旭 橋	977坪
d	政 府 前	通 堂 町	2.600"
e	收 志 町		1.191"
合 計			4.768

県 有 道 路

添付図表示符号	起 点	終 点	地 積
a	西 新 町	高 橋 町 = 丁 目	8.022坪
b	東 町 四 丁 目	若 狹 町	3.744"
合 計			11.766"
總 計			16,534坪

一九五五年

那霸市計画事業戰火復興土地區劃整理

那霸第一地區施行規程

那 霸 市

## 那霸都市計画事業戦災復興土地区画整理那霸第一地区施行規程

### 第一章 総 則

第一条 行政主席の命令により都市計画事業として那霸市長が施行する戦災復興土地区画整理事業に関する費用負担の方法及び耕地整理法に基く規約に代るべき必要事項は本規程の定めるところに依る。

第二条 本地區は那霸都市計画事業戦災復興土地区画整理那霸第一地区と称する。

### 第二章 地積の決定

第三条 換地の標準となるべき從前の土地各筆の地積は左の各号に依る。

- 一、行政主席より設計書及び本規程の認可を受けた日現在土地台帳に登録せられたある土地についてはその日現在の登録地積に依る。(一九五五年六月十六日)
- 二、米国琉球民政府が埋立て一九五三年六月十一日附と一九五四年十一月十七日附及び一九五三年六月一日附の譲渡契約書によつて公政府から那霸市に譲渡せられた若狭町及び前島町地先の公有水面と西新町の元運河敷地の埋立地及び高橋町地先の元公有水面に就いては土地台帳に登録せられた日現在の登録地積に依る。

三、都市計画事業の公有水面埋立工事に依つて西新町、辻町及び若狭町地先に造成する土地に就いては埋立完了後土地台帳に登録せられた日現在の登録地積に依りその所有権者は事業を施行した那霸市とする。

### 第三章 土地の等位及び価格の評定

第四条 従前の土地の等位は一九五一年四月一日那霸市土地所有委員会の評定により確認せられた等級を参考とし本規程の認可を受けた日までの状勢の変化、利用収益環境及潜勢価値の変遷等を斟酌して市長がこれを定める。

第五条 整理後の土地の等位はその位置、形質、高低乾湿地積、方位、環境、交通の便否、利用収益の状況及潜勢価値等を斟酌して市長がこれを定める。

第六条 土地の評定価格は前二条の等位を標準として市長がこれを決める。

但し第三十条の規定に依り清算を行わない土地には等位及評定価額を附けない。

#### 第四章 補 償

##### 第七条

從前の土地にある物件に就き市長に於て必要があると認めたときは、その土地所有者及び占有者に対し耕地整理法第二十七条の規定により市長は相当の期限を附してこれを移転、移築、除却又は減額を命ぜることができる。この場合損失補償の範囲、金額は市長がこれを決める。

##### 第八条

前条の規定により市長が命じた期日内に当該権利者がその命ぜられた事項を履行しないときは行政代執行法に依りこれを執行する。

##### 第九条

本事業のため市長に於て必要があると認めたときは地区内の土地を

使用し又は換地予定地の使用を延期させることができる。

前項の土地に対しては市長が定めてその通常受けるべき損失を補償する。

#### 第五章 換地予定地の指定及換地処分

##### 第十一条

市長は第十二条及び第十六条乃至第十九条の規定に準じて從前の土地に対する換地予定地を指定してこれを土地所有者へ代表者及代理人を通じて示す。この場合市長は直ちにこれを告示する。

前項の指定は上地の可及的速かな利用、開発の要望に資するため本地區を数区域に分け設計完了部分から數次に分つて行うことができる。

第一項の指定を変更又は更迭したときはこれを當該土地所有者に通知する。

第十三条各号に該当する土地は第一項の指定と同時にこれを通知する。

換地予定地の使用開始は市長が適当と認めた期日を指定してこれを通知する。

##### 14

第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法

第三十条第四項の告示の日迄その指定せられた土地を使用収益の目的に供し從前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

第一項の規定を變更するときは、市長はこれを當該土地所有者に通知する。

##### 15

第一項の規定を變更するときは、市長が適当と認めた期日を指定してこれを通知する。

##### 16

第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法

第三十条第四項の告示の日迄その指定せられた土地を使用収益の目的に供し從前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

##### 17

第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法

第三十条第四項の告示の日迄その指定せられた土地を使用収益の目的に供し從前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

##### 18

第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法

第三十条第四項の告示の日迄その指定せられた土地を使用収益の目的に供し從前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

##### 19

第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法

第三十条第四項の告示の日迄その指定せられた土地を使用収益の目的に供し從前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

##### 20

第一項又は第三項の通知を受けた者は第五項の指定の日から耕地整理法

第三十条第四項の告示の日迄その指定せられた土地を使用収益の目的に供し從前の土地はこれを使用収益の目的に供することができない。

#### 第十二条 换地は從前の土地の地目、地積、等位等を標準として左の各号によつて交付する。

一、換地はなるべく原位置の街廓内で交付する。但し若狭町那須中学校敷地に於て交付する。

二、敷草の土地を所有する者に対しては他の筆の換地に支障を及ぼさない範囲に於て適当と認める位置にこれを取りまとめて交付することができる。

（略）

（略）

（略）

三、數筆の土地を所有する者でその一筆では過少宅地となる場合はなるべく原位置の何れか一方の街廓内にこれを取りまとめて交付することができる。

四、地区内に散在する墓地の換地は市長が適當と認める位置に数筆を隣接して交付する。

五、前各号に依り難いときは市長が適當と認める位置に於て交付することができる。

一、各地所有者に交付する換地の地積はなるべく第三条の規定に依つて定めた土地の総地積又は第六条に依つて評定した総価額に比例させる。

第二十三条　左の各号の土地に対しては換地を交付せず金錢を以つて清算することができる。

一、墓地以外の土地で從前の地積又は評定価額が僅少であつて整理後一宅地とされるのに足りない土地へ一宅地とすることができ地積はその面す御路中貢、街廓の背割與行長又は街廓の形等に依り市長が適當と認める地積を定めらるが概ね三十坪を以て最少地積の限度とする。

二、整理前民有に属する道路、水路、提携等であつて整理後公用賊産となるべき土地。

三、土地所有者の同意を得た特別の事情がある土地。

第二十四条　前条第一号の規定に該当する権利者で整理後一宅地となるべき地積認められた位置に最小地積の宅地を増換地として交付することができる。

二、前項の場合の増換地の部分に対しては第十六条第一項の告示があつた後、第二十二条の規定に準じて仮清算を行ひ仮清算金を徴収し換地処分のとく第三十四条の規定に依り清算する。

第十五条　本事業の施行認可があつた後換地予定地を対照として從前の土地を分割しようとする際市長は其の分割地に対して更に指定すべき換地予定地が一宅地とするに足りないと認めるときはその分割を認めないことができる。

第十六条　政府又は公共団体に於て現に公用又は公共の用に供している土地になつてゐる泊港内の地積に対しては換地を交付しない。

第十七条　これに替り新に設ける道路敷地内に換地しその発道敷となる部分は耕地又は附近地が整理後本地区内土地整理事業の目的たる宅地としての利用を防ぐために境界線を整然に替えて換地する。

○第十八条

○第十九条　賤産管理課所管の道路敷はその地積を減歩せず本事業により整理後地に亘つてある道路敷地内に換地しその発道敷となる部分は耕地又は附近地が整理後本地区内土地整理事業の目的たる宅地としての利用を防ぐために境界線を整然に替えて換地する。

第二十条　前四条の土地に対しては清算を行はない。

## 第六章 費用及び清算金の徴収及び交付

第三十一条 操地処分により徴収又は交付する清算金額は操地の評定価額総額との評定価額を乗じて得た額と替販地価額総額を從前の土地の評定価額総額で除した率に従前の土地の評定価額を乗じた額と操地の評定価額との差額とする。

2 前項による清算の結果生じた剰余金はこれを費用に充当し不足を生じた場合は市に於て補填することができる。

第二十二条 本事業に要する費用は市長が適當と認める本地区内の土地の一部を替販地として処分しこれに充當する。

3 算十四条第一項の規定によって処分した増換地の部分はこれを替販地と見做し同条第二項の仮清算金は前項の費用に充當する。

4 市長が第八条の規定に依って執行するのに要する費用及び地区内一般土地所有者の負担と認め難い土地に属する特別の補償金は第一項の規定に抱わらず当該土地所有者の負担とする。

第五十三条 第二十二条の規定により徴収又は交付すべき金額を生じたときはその額に対する工事竣工の月から操地処分認可の月までの期間年三分の利子を附し換地処分のときこれを徴収又は交付することができる。

第五十四条 事業終了し清算の結果費用に剰余金を生じたときは市長が地区内一般の土地所有者に最も有利と認められ得る範囲の施設の費用に充当することができる。

第五十五条 第二十四条第二項の仮徴収金及び第二十三条の徴収金又は整理施行に関する市長に於て徴収すべき金額の納付期日及び場所は市長がこれを定める。

第五十六条 整理施行に關し市長より交付すべき金額は整理施行に關し徴収すべき金額と相一致することができるのである。

第五十七条 第二十三条の徴収金又は整理施行に關し市長に於て徴収すべき金額を納付期日迄に納付しない者があるときは市長は期限を指定してこれを督促する。この場合に於ては督促手数料を徴収する。

4 前項の督促手数料は一回につき五圓とする。

5 滯納者は第一項の督促を受け其の指定期限内にこれを完納しないときは納期の翌日から徴収金完納又は滞納処分前日までの日数により金百円につき一日金四錢の割合に依り延滞金を徴収する。但し市長に於て酌量すべき情状があると認めらるときはこの徴収を免除することができる。  
市長が滞納処分をしてよろとすると市長村自治法第百五十八条を適用する。

## 第七章 雜則

第六十八条 土地所有者で本島に住居又は居所を持たない者は本事業に関する一切の行為を行ふため代理人を選定しこれを市長に届け出でなければならぬ。

二人以上の共有土地所有者は本事業に関する一切の行為を爲さしめるためにその内の一人を代表者と選定しこれを市長に届け出なければならない

3 前二項の代理人及代表者は変更したときは亦同じ

4 第一項及第二項の代理人及代表者は那覇市に住所若くは居所を有するものでなければならぬ

第二十九条 土地所有者が沖縄群島土地台帳登記又は不動産登記法に依る手続きをしようとするときは又は氏名若くは住所を変更したときは直ちにその旨を市長に届け出でなければならない

第三十条 第十一条第一項の規定に違反した、即若くは前二条の規定によらず届出をしない為に生じた損害に就いては市長はその責を負はない。

第三十一条 市長は土地区画整理登記済及等級決定の通知を受けたときはその旨を告示し且換地証を作成して土地所有者にこれを交付する

第三十二条 本事業のため必要があるときは市長は諮詢機関を置くことができる

第三十三条 本事業の会計年度は市の例に依る

第三十四条 本規程の施行に関し必要な事項は市長が別にこれを定める

#### 附 則

本規程は都市計画法第十五條の規定に依る行政主席の認可があつた日から施行する（一九五五年六月二十六日）

内閣書記官	課長	補佐官	副官
支那事務	総務第		
連付	昭和		
總務	四和		
決定	昭和		

ト 請 企 画

総務連第 1224 号

昭和 39 年 6 月 5 日

総理府特別地域連絡局長 殿



那覇日本政府南方連絡事務所長

#### 石垣市と大浜町の合併について

標記両市町が合併し、6月1日より新「石垣市」が正式に発足したので次のとおり報告する。

記

1 石垣市と大浜町の合併問題は 1953 年以来懸案となつてゐたもので、行政指導等により本年 2 月 14 日、両市町議会はそれぞれ大浜町の石垣市への編入合併をようやく賛成するにいたり、琉球政府に合併の申請を行なつた。行政政府は市町村自治法第 3 条(市町村の廃止分合および境界変更)に基づき、4月 25 日、立法院の議決を経て同月 28 日、合併を告示した。

2 合併後の新石垣市は、石垣本島を一市とし人口 40,730 人を有し、那覇(約 256,000)・河原(約 54,600)

両市に次ぐ全琉第 3 位の人口となり、行政区域は約 235 平方キロメートルである。

大田主席は「これまでいろいろ困難な問題もあつたが、関係住民の理解と協力で実現したことにして意を表する。今後はモデル市町村として住みよい地域社会を築かれるよう期待する」との談話を発表した。

今回の合併は市町村合併促進法が 56 年 10 月に施行されて以来所管局の行政指導、勧告等により 57 年 12 月、那覇市が真和志市を編入し(54 年 9 月、既に首里市と小禄村を編入済み)ついで 61 年 10 月、糸満町が三和、高嶺、兼城の 3 麻村を編入しているので、3 回目の市町村合併である。

一方、宮古島においては行政政府の合併促進により平良市と下地町の合併が実現するやに見えたが、両町民の一部、特に下地町民の強烈な反対運動や陳情等により、既に立法院の議決を経て 61 年 7 月に行なつた両市町の合併告示を翌 62 年 1 月止むなく撤回したいきさつもあり、新石垣市に対する関係者の期待は大きいものとみられる。

總理府

アメリカ局長

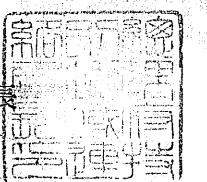
参事官  
北米課長

A'30.0.7-13 総特第4522号

昭和39年6月11日

外務省アメリカ局長 殿

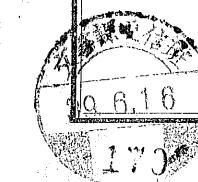
総理府特別地域連絡局長



沖縄の石垣市と大浜町の合併について

標記について別添写のとおり那覇日本政府南方連絡事務所長から  
報告があつたので、御参考までにお送りする。

要處理	連絡
要急	
課長	
菊池	
斎藤吉田	
有馬	
渡辺平川	
大崎吉津	
上村	



170

總理府

記帳了

3197